**景観形成基準によるチェックリスト【重点地区（建築物・工作物）】１／２**

措置状況(太枠内)について記入してください。

※項目の（Ｐ○○）は「山武市景観ガイドライン」記載されているページです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮状況(具体的内容、実施しない理由など) | 確認 |
| 高さ・配置(P28～29) | 現在のまちなみの雰囲気を継承するため、周辺地区のまちなみとの連続性に配慮し、周辺から著しく突出しない高さとする。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 建築物の圧迫感の軽減及びまちのにぎわいを創出するために、道路境界部から一定程度離した場所に建築物や工作物を建てるよう努める。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 建築物と建築物の隙間を通した眺望景観（浪切不動院や斜面緑地等）を楽しめるよう、隣棟間隔の確保や電線類等地中化の推進に努める。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 色彩(P29) | 建築物の外壁には原色の使用は避けるなど、現在のまちなみ景観と調和する色彩とする。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 付帯施設(P29) | 屋上や外壁等に設ける建築設備は、通りから目立たないような配慮をする。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 外構・緑化(P30) | 敷地内はできる限り緑化を図り、背景の山の緑との連続を図る。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 路地や小径の道路境界部分は、魅力的、かつ、安全安心な空間とするために、透過性の高い塀や生け垣とする。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 建築物の後退部分には、フラワーポットや花壇等の取り組みに努める。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 夜間照明(P30) | 電飾看板や派手な照明は避ける。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |

**景観形成ガイドラインのチェックリスト【重点地区（建築物・工作物）】２／２**

措置状況(太枠内)について記入してください。

※項目の（Ｐ○○）は「山武市景観ガイドライン」記載されているページです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 配慮状況(具体的内容、実施しない理由など) | 確認 |
| その他(P31) | 道路に面した店舗は、閉鎖的なつくりにせず、通りを歩く人が店舗内での活動を感じられるよう工夫する。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 道路に面してシャッターを配置する場合には、まちのにぎわいを分断しないよう工夫する。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 道路境界部分における空間において、歩行者が休むことができる日陰の休憩スペース等の確保に努める。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |
| 著しく目立つ屋外広告物の掲出はさけること。また、規模、形態、色調は、配置する建築物の壁面の大きさや色彩、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 | □配慮した□配慮しない□該当なし |  |  |